

第1回 西宮市立芦乃湯会館指定候補者選定委員会 議事録（要約）

日時：令和3年9月30日（木）13:00～16:57（うち14:30～15:20は本館・分館の現地視察）

場所：西宮市役所本庁舎4階442会議室

出席委員：屋代 鶴夫 委員長、岡本 幸夫 副委員長、今川 良子 委員、貴田 米造 委員

事務局：大西 市民局長、植木 人権推進部長、藤綱 人権平和推進課長、杉山 人権平和推進課係長
岡本 人権平和推進課係長

委員委嘱状交付

委員長・副委員長の選任

議事の公開・非公開について説明

- ・第1回は、審査基準について事前に内容が公開されると公正な審査ができないおそれがあり、非公開
- ・第2回は、個別の団体を審議することから、非公開
- ・第3回は、原則公開するが、内容によっては非公開とする必要があり、その場合は委員会で決定する

施設の概要について説明

指定管理の業務内容について説明

選定基準及び審査基準について説明

【質疑応答】

委員 審査について、例えば、小項目で「妥当でない」と評価した項目が1つでもあれば、妥当でないと判断すべきか。3つの大項目で「妥当である」又は「改善の余地はあるが概ね妥当である」と評価した場合なら、指定候補者として妥当であると判断する、など、基準について事前に決めておくべきである。

委員長 評価「妥当でない」の取り扱いについて協議が必要である。

委員 申請団体は1つだけなので、指定候補者として妥当であるか否かの審査となるが、小項目について1つでも「妥当でない」と評価すれば指定候補者として妥当でないとするのか、大項目に「妥当でない」の評価が無ければ全体の評価は妥当であるとするのか、どちらなのか。

委員長 審査の対象は市が指定予定者としている団体であり、市としては、これまでの実績の中で管理運営業務を継続していけるだろうということで指定予定者としている訳で、「妥当でない」という評価にはならないと思うが、事務局はどう考えるか。

事務局 委員で協議されたルールに基づき、指定候補者として妥当か否か、全体で判断してほしい。

委員長 『妥当でない』と評価された項目が1つでもあれば、全体として妥当でない」という判断にはならないだろう。いずれにせよ、項目をよく見ていかないと、委員も判断できない。

委員 当委員会で使用する審査表は、市の施設の指定候補者を選定する際の共通の様式なのか。

事務局 はい。市の他施設の指定候補者選定委員会でも、概ね同様の基準で審査している。

委員長 選定基準は条例で定められているのか。

事務局 はい。4つの選定基準については、「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に定められている。

委員長 選定基準は一般的なものだが、審査基準についても、各施設に共通する内容なのか。

事務局 選定基準の考え方にに基づき具体的に審査する基準を設けたものが、審査基準（案）である。これが、市の全ての施設について、指定候補者を選定する際の統一の様式という訳ではないが、概ね同様の審査基準を用いている。提示している審査表はあくまでも審査基準の案なので、委員会で提案があれば、修正すべき項目について加筆も削除も可能であると考えている。

委員 審査基準（案）と申請書とを突き合わせて考え、次回の委員会に持ち寄るのか。

委員長 第2回委員会で審査基準を確定し、申請内容について審査することになるので、第1回委員会で意見を出してほしい。一般的には、審査基準に基づいて審査すれば良いが、審査基準に基づいた内容や項目が申請書に記されているか否かが問題になる。

委員 申請書の様式を指定しているのだから、そういう意味では審査基準は殆ど変えられない状況である。審査基準に合致しているか否かを審査することになるので、審査基準が足りないという意見があれば、それに基づき審査項目を加える、ということになる。

委員 審査項目について、申請書提出の段階で、指定予定者には通知しているのか。

「このような視点・観点により審査するから、このような内容について申請書に必ず記載するように」と指定予定者に通知しているのか。

事務局 選定基準に基づく申請様式については通知しているが、審査項目について個別・具体的には知らせていない。指定申請書にもれなく記入するよう通知している。

委員 審査基準（案）の「3.管理運営の体制（2）収支予算について」のうち、「会計処理は適正になされるか。」の小項目について、収支決算書を以て会計処理の適正性が担保されている、とは言えないのではないか。

事務局 審査基準（案）の「3.管理運営の体制（2）収支予算について」の各小項目は、団体の「収支決算書」ではなく、契約予定期間の「収支予算書」について審査いただく趣旨である。

委員 では、「3.管理運営の体制（2）収支予算について」の小項目「予算の範囲内で可能か。」を「収支予算書は適正に作成されているか。」と修正してよいか。

委員 簡潔に「収支予算書は適正か。」でどうか。

委員 「3.管理運営の体制（2）収支予算について」の小項目「会計処理は適正になされるか。」については「会計処理は適正に行われる方策がとられているか。」と修正してはどうか。

委員長 審査基準と審査表については、各委員が熟考した後、次回委員会にて協議する。